

笠岡ふれあい空港使用規約（四輪・二輪車走行）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。この空港を安全で楽しく永続的に使用するには、次の事項を必要最低限みなさんで守っていただくなくてはなりません。

1 安全について

安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を続けないこと。また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

2 使用上の注意

- (1) モータースポーツ競技等における使用(直線走行でスピードを出して走行するものを含める)についてはヘルメット(※)とシートベルト着用を厳守とする。また、モータースポーツ競技等を行う場合はJAF(全日本自動車連盟)が定めるモータースポーツ諸規則内の一般安全規定を参考にし、責任者の判断によって安全対策を行うこと。
- (2) 直線距離を加速走行する場合(概ね80km/h以上)の場合は滑走路遮断工(北側)から南側への走行に限ることとする。(北側に走行させ制御不能に陥った場合、遮断工及び一般車両に被害が出る可能性があるため)
なお、やむを得ず北側に向けて直線走行させる場合は遮断工前にバリケード等(衝撃吸収材、トラック等の車両の横づけ)を設置し、遮断工及び一般車両に被害が出ないよう安全対策をとること。
- (3) ジムカーナ等で旋回走行及びドリフト走行する場合において並走は事故の危険性が高いため原則禁止とする。
- (4) 滑走路両端の芝生エリアを損傷させるような使用は行わないこと。
- (5) 車両が滑走路を走行する場合の重量制限については車両重量を車両の車輪の数で除して2.6t以内であれば使用可能とする。
- (6) 使用後は滑走路内の点検を行い、タイヤカス等のゴミを拾うこと。
- (7) エプロン内でのエンジンの空吹かし、大音量でオーディオを流す等は行わないこと。
(周囲は農家のほか畜産農家も営農しています。周囲から苦情があると次回から使用の禁止をせざるを得なくなる場合があります。)

3 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

4 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。

※ヘルメットは顔全体を覆う物に限る。